

## 6・1 海賊問題

### 6・1・1 海賊の発生状況

平成 27(2015)年に報告のあった海賊事件は、246 件と前年と略同じであった(前年比 1 件増)。【資料 6-1-1-1】

アデン湾・ソマリア海賊による事件が平成 24(2012)年以降から激減し、平成 27(2015)年には同海域での海賊事件は報告なしとなった。アフリカ海域における海賊事件発生件数も平成 25(2013)年には 79 件、平成 26(2014)年は 54 件が報告されていたが、平成 27(2015)年は 35 件と減少している。国際海事局(IMB)では海賊発生件数の減少は海陸における有志連合軍の活動や民間武装ガードの起用など有効な防衛手段による効果の表れとしている。また、平成 27(2015)年 12 月 1 日よりハイリスクエリア(HRA)が縮小されたが、不審船の存在が報告されていることなどから、海賊の脅威は依然として存在し、引き続き適切な海賊対策と襲撃への警戒を実施する必要があると注意を促している。

東南アジアにおいては、海賊発生件数は昨年と略同じ件数が報告され、引き続いてハイジャック事件が報告されていることから、同海域における一層の注意喚起が必要である。

アフリカ海域での海賊事件発生件数が減少していることにより、被害に遭った乗組員・乗客の数も減少傾向となっている。平成 27(2015)年は 333 名(前年比約 30%減)、人質に関しても 271 名(前年比約 38%減)となった。【資料 6-1-1-2】

なお、発生海域別にみると、全体では 1 位インドネシア 108 件、2 位ベトナム 27 件、3 位ナイジェリア 14 件、4 位がマレーシア、インド 13 件と東南アジア方面での事件が顕著であった。事件の種別では、ハイジャック及び銃撃件数が減少傾向を示している一方で、乗り込み窃盗が増加している。【資料 6-1-1-3】

全体的には、アフリカ海域の事件が減少傾向である一方で、東南アジアでの事件は増加傾向にある。

#### 1. アフリカ地域

紅海を含むアデン湾・ソマリア周辺海域における海賊事件は、前年の 11 件から 0 件へ、また同海域におけるハイジャック件数の発生は前年同様報告されなかった。

ソマリア海賊による事件件数は、各国政府による海賊対処活動やベストマネジメントプラクティス(BMP)の徹底など各商船による海賊対策の強化、民間武装ガードの採用等により大幅に減少したが、脅威は依然として大きく、活動も広範囲に及ぶため、海軍や各商船による警戒は不可欠であるとしている。

#### 2. 東南アジア地域

東南アジアにおける海賊事件は、平成 25(2013)年以降、横ばいで推移しているが、依然として発生件数は多い。マレーシアでは、東南アジア全体で 15 件報告されたハイジャック事件のうち 6 件の発生が報告されている。インドネシア海域では沿岸警備強化を図り、徐々にでは

あるがその効果が見られてきていると報告されている。

### 3. その他の地域

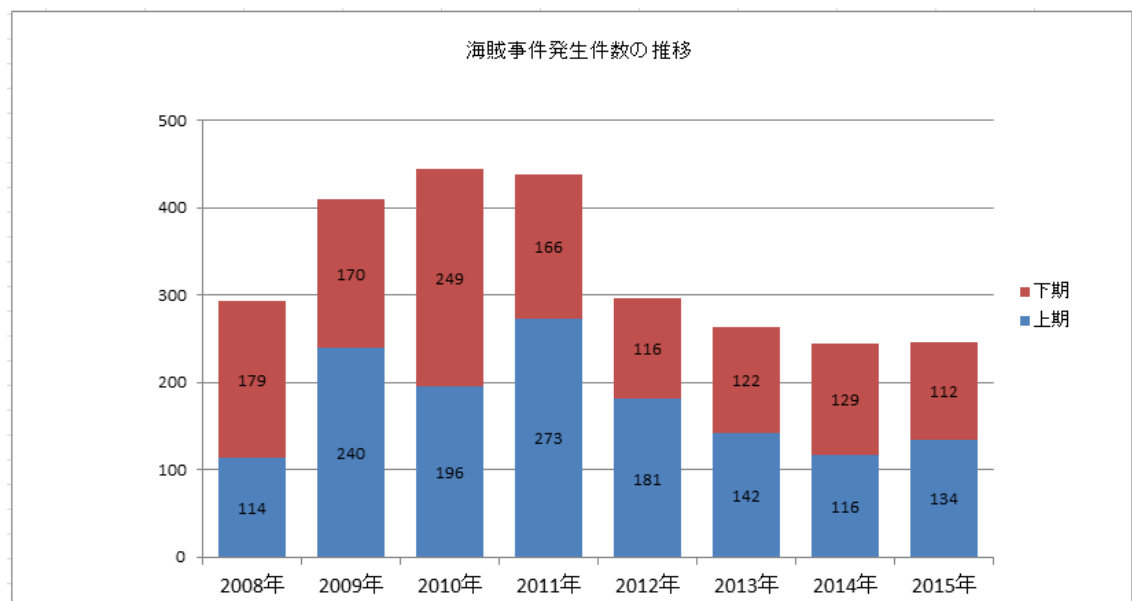
平成 26(2014)年に比べ、南米でも横ばいの傾向となった。また、例年 10 件程度で横ばい傾向であったベトナムが 27 件と顕著な増加を示した。

### 4. 主な事件の概要

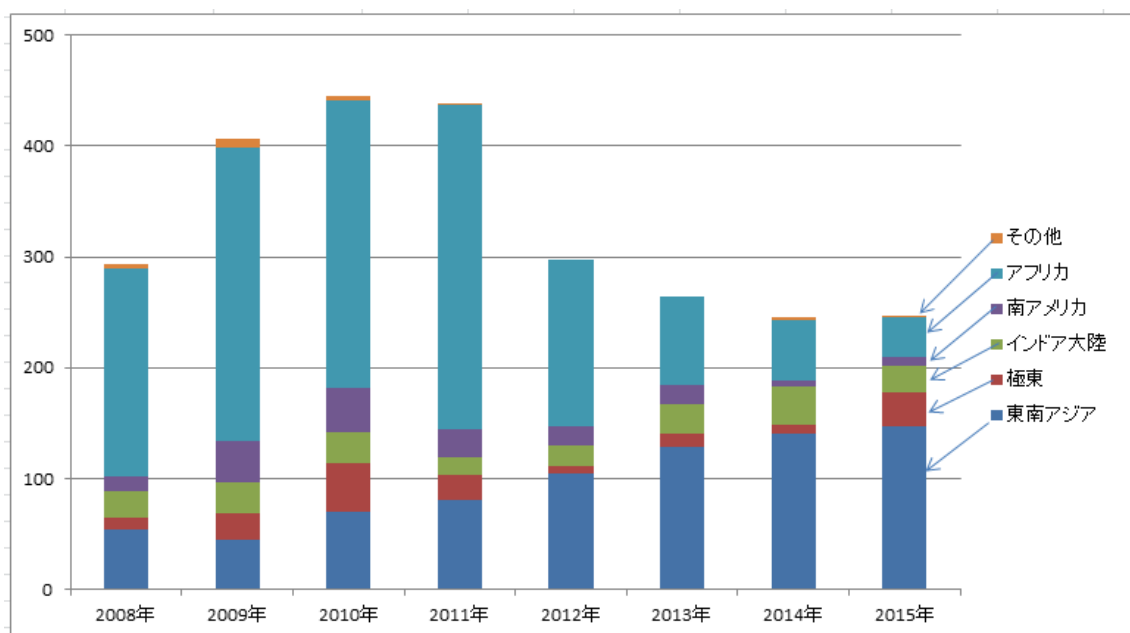
平成 27(2015)年 2 月 13 日、1955LT 頃、マラッカ海峡 (03-11N、100-43E)を航行中のプロダクトタンカーがハイジャックされ、貨物油と乗組員、本船の備品等が略奪された。乗組員に怪我はなく、無事と報告された。

平成 27(2015)年 5 月 15 日、0600UTC 頃、2 隻の大型漁船と小型ボートに分乗した 10 人以上の海賊に航行中のプロダクトタンカーが襲撃を受け、ハイジャックされた。海賊は貨物油と乗組員、本船の備品等を略奪し、逃走した。乗組員に怪我はなく、無事と報告された。

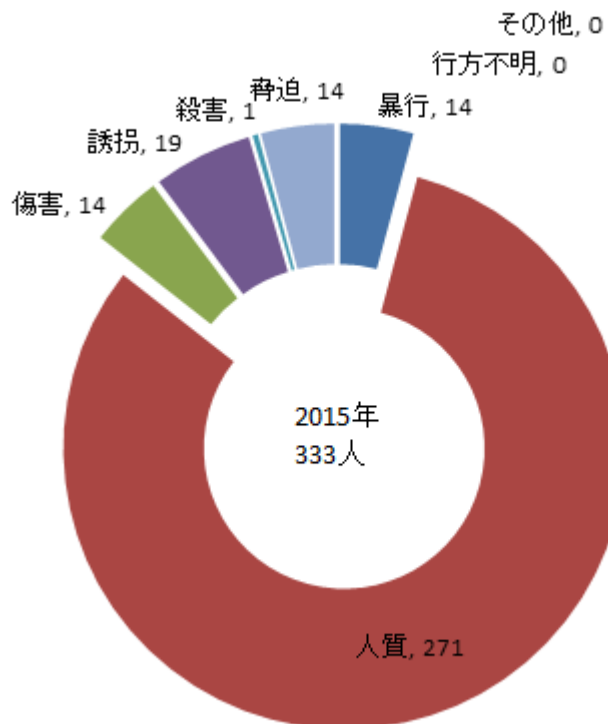
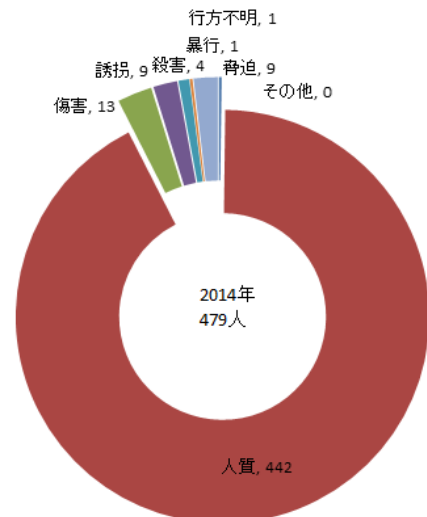
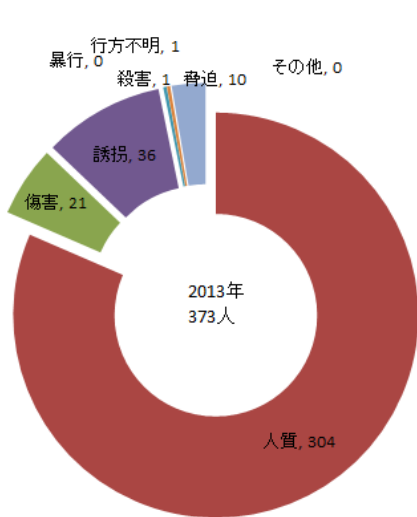
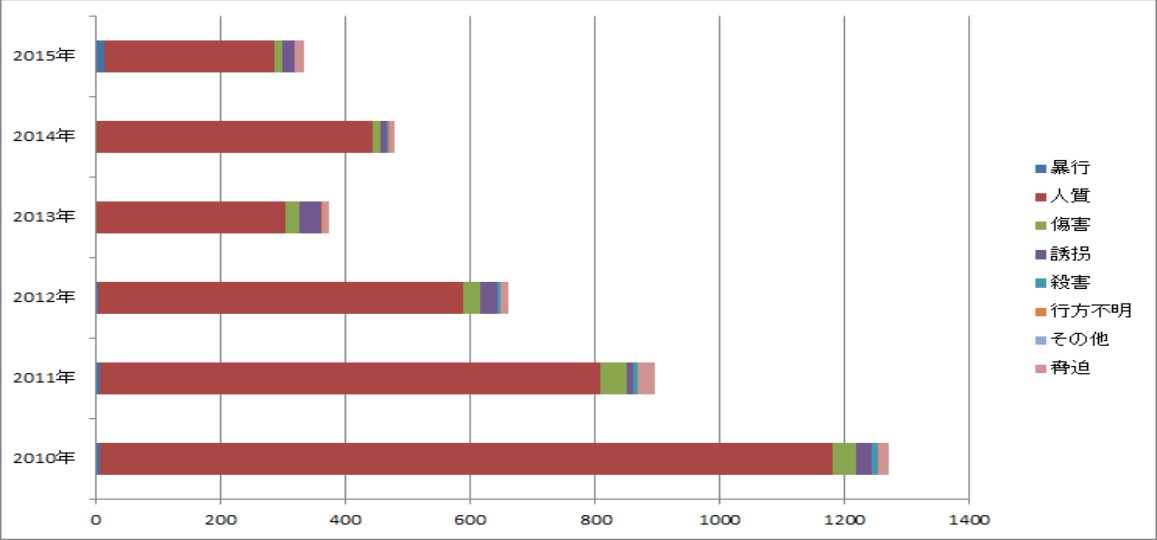
【資料 6-1-1-1】海賊事件発生件数推移



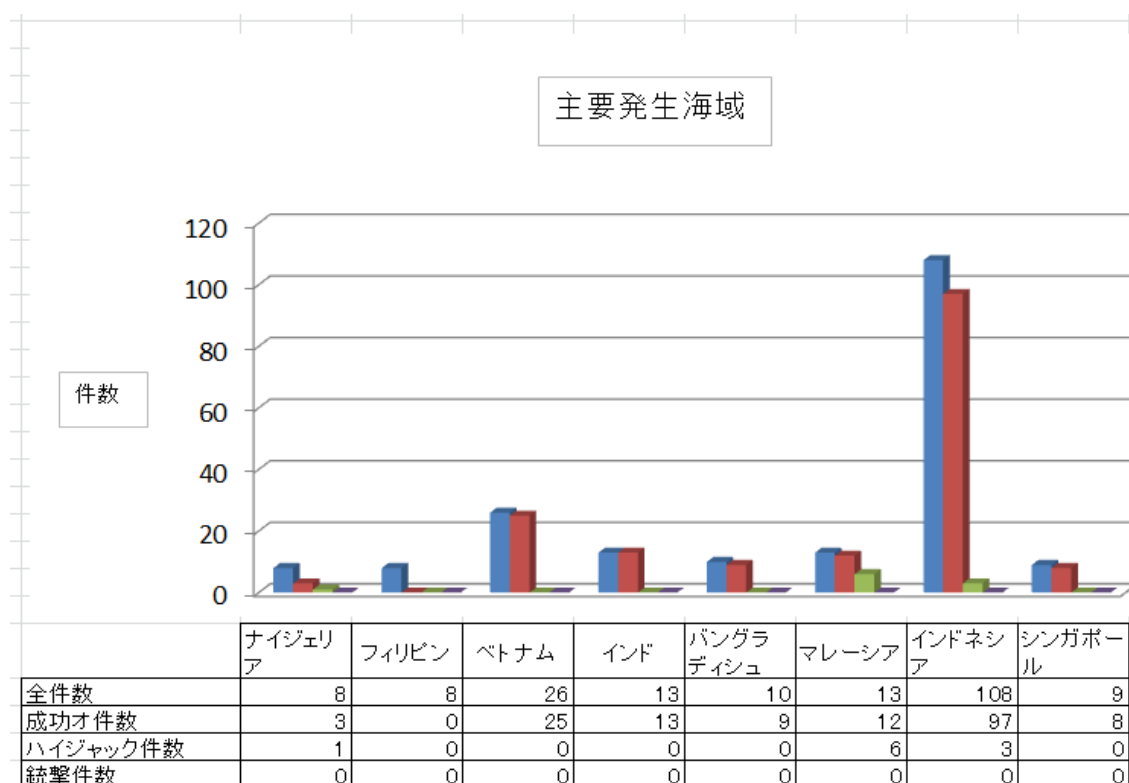
【参考】世界各地域の海賊発生件数の比較



【資料 6-1-1-2】乗客員・乗客の被害状況(過去3年比較)



【資料 6-1-1-3】主要発生海域



## 6・1・2 当協会の活動とわが国の海賊対処活動

### (1) 当協会の要望活動

これまで、日本籍船に対して有効な海賊対策の手段となる民間武装警備員(武装ガード)を乗船させることができずにいたことから、海賊事件が増加し始めた頃より、日本籍船における海賊対策への限界と武装ガード乗船の必要性について、陳情活動等を通じ、数年に亘り、主張してきた。その結果、平成 25(2013)年 11 月 30 日の臨時国会において、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」が成立し、日本籍船に武装ガードを乗船させることができるようになった。しかしながら、同法は脆弱性の高い大型原油タンカーに限定されるなど、極めて限定的な適用内容となっているため、関係省庁と協議をし、改善を求めている。

### (2) アデン湾におけるわが国の海賊対処活動

平成 21(2009)年 7 月 24 日に海賊行為の処罰および海賊行為の対処に関する新法が施行されてから、エスコート式の直接護衛が実施されていたが、平成 25(2013)年 12 月よりわが国も CTF151 へ参加することになり、従来のエスコート方式による直接護衛に加え、他国の海軍と共同してエリア護衛(所謂ゾーンディフェンス)に参加している。これにより、より広域での海域監視活動が可能となったことから、アデン湾における海賊活動へ大きな抑止力となっている。

### (3) アデン湾に於ける護衛活動実績

平成 27(2015)年度の海上自衛隊による護衛活動実績は、平成 27(2015)年 4 月 1 日～平成 28(2016)年 3 月 31 日の集計で、護衛回数 70 回、護衛船舶数は 138 隻(うち日本関係船舶 18 隻)に及ぶ。

CTF151(ゾーンディフェンス)は、平成 27(2015)年 4 月 1 日～平成 28(2016)年 3 月 31 日の集計で活動日数は 307 日、確認した商船隻数は約 2,790 隻となっている。また、護衛艦とともにアデン湾で哨戒を実施している P3-C 哨戒機の活動は、平成 27(2015)年 4 月 1 日～平成 28(2016)年 3 月 31 日の集計で飛行回数 228 回、飛行時間 1,740 時間、確認した商船 20,300 隻、商船及び関係機関への情報提供は 1,180 回に達する。

#### (4) アデン湾に於けるわが国の海賊対処活動に対する当協会の支援活動

アデン湾は世界的に重要な海上交通路であり、ジブチを拠点とした護衛活動は商船隊の航行安全維持と物資の安定輸送に欠くことのできない活動との認識から、当協会では護衛艦等の出国と帰国行事へ参加するとともに、アデン湾の拠点であるジブチへ訪問団を派遣し、関係者に対して感謝の意を表している。

##### 【平成 27 (2015 )年度 第 5 回ジブチ派遣団の主な活動】

- 10 月 18 日 在ジブチ日本国大使館へ訪問
- 10 月 19 日 ジブチ政府高官と会談  
護衛艦を訪船  
当協会主催の「感謝の集い」を開催(自衛隊及び現地関係者を招待)
- 10 月 20 日 海上自衛隊航空隊拠点へ訪問  
航空隊・支援隊活動及び拠点の見学会

##### 【平成 27 (2015)年度の護衛艦の出国及び帰国行事参加実績】

- 派遣海賊対処行動水上部隊出国行事への参加回数 3 回(22～24 次隊)
- 派遣海賊対処行動水上部隊帰国行事への参加回数 3 回(20～22 次隊)
- 派遣海賊対処行動航空隊帰国行事への参加回数 1 回(20 次隊)